

佐賀県規則第25号

県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、佐賀県税事務所に<u>滞納整理特別対策室及び自動車税課を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>課税課</p> <p>(1) <u>県税（佐賀県税事務所にあつては法人の県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、固定資産税、核燃料税、狩猟税及び産業廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（以下「過少申告加算金等」という。）をいい、唐津県税事務所及び武雄県税事務所にあつては個人の事業税及び不動産取得税をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）の賦課等に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>県税の課税標準に係る調査及び検査に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>県税に係る犯則取締に関する</u>こと。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、佐賀県税事務所に自動車税課を置く。</p> <p>3 <u>佐賀県税事務所にあつては、第1項に規定する課税課に代えて次の課を置く。</u></p> <p><u>課税第一課</u></p> <p><u>課税第二課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>課税課</p> <p>(1) <u>個人の事業税及び不動産取得税（次号及び第3号において「個人事業税等」という。）の賦課等に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>個人事業税等に係る犯則取締に関する</u>こと。</p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>県税の賦課等に係る争訟に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>納税課（第14号から第22号までの分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。）</p> <p>(1) 徴収金（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。第4号及び第7号において同じ。）及び過料の徴収に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 延滞金の減免に関すること。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12) <u>納税貯蓄組合に関すること。</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(15) <u>県民税利子割及びこれに係る過少申告加算金等の賦課等に関すること。</u></p> <p>(16)～(25) 略</p> <p>2 <u>佐賀県税事務所滞納整理特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>徴収金（法第48条に規定する市町民税に係る徴収金に限る。次号及び第3号において同じ。）及び過料の徴収に関すること。</u></p> <p>(2) <u>徴収金の滞納処分に関すること。</u></p> <p>(3) <u>徴収金の徴収に係る争訟に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市町の徴収に関する技術的な支援に関すること。</u></p>	<p>(3) <u>個人事業税等の賦課等に係る争訟に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>納税課（第13号から第18号まで、第20号及び第21号の分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。）</p> <p>(1) 徴収金（<u>佐賀県税事務所及び武雄県税事務所</u>にあっては、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。第2号、第4号及び第7号において同じ。）及び過料の徴収に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 延滞金（<u>佐賀県税事務所及び武雄県税事務所</u>にあっては、<u>法第48条に規定する市町民税に係る延滞金を含む。</u>）の減免に関すること。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) <u>県民税利子割及びこれに係る過少申告加算金等（過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。以下同じ。）の賦課等に関すること。</u></p> <p>(15)～(24) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>3</u> 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自動車取得税及びこれに係る<u>過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の賦課徴収等</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 県税事務所に所長、<u>室に室長</u>、課に課長を置く。</p>	<p><u>2</u> 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自動車取得税及びこれに係る<u>過少申告加算金等の賦課徴収等</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>3</u> 佐賀県税事務所の課税第一課及び課税第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>課税第一課</u></p> <p>(1) <u>法人の県民税、事業税、不動産取得税、鉦区税、固定資産税及び核燃料税並びにこれらに係る過少申告加算金等（次号及び第3号において「法人県民税等」という。）の賦課等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法人県民税等に係る犯則取締に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法人県民税等の賦課等に係る争訟に関すること。</u></p> <p><u>課税第二課</u></p> <p>(1) <u>県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金等（次号及び第3号において「県たばこ税等」という。）の賦課等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県たばこ税等に係る犯則取締に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県たばこ税等の賦課等に係る争訟に関すること。</u></p> <p>(4) <u>免税軽油使用者証及び免税証の交付に関すること。</u></p> <p>(5) <u>県税の課税標準等に係る調査及び検査に関すること。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第5条 県税事務所に所長、課に課長を置く。</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 <u>室に副室長を置くことができる。</u></p> <p>4・5 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>室長又は課長は、上司の命を受けて、その室又は課の事務を掌理する。</u></p> <p>4 <u>副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前条第5項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、県税事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u> (所長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>室長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>3 略</p>	<p>2 略</p> <p>3・4 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>前条第4項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、県税事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u> (所長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。